アフターコロナ時代を見据えた経済社会構想検討会議 未来戦略プロジェクトチーム 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、アフターコロナ時代を見据えた経済社会構想検討会議設置要綱第8条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置するアフターコロナ時代を見据えた経済社会構想検討会議未来戦略プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 プロジェクトチームは、次の各号に掲げる事項について討議する。
 - (1) アフターコロナ時代の富山県の将来像及び更なる成長戦略に関すること
 - (2) その他プロジェクトチームの目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 プロジェクトチームは、知事が就任依頼した別表における委員で構成するものと し、委員の中からプロジェクトチームの代表幹事及び副代表幹事(以下「代表幹事等」 という。)を置くものとする。
- 2 代表幹事等は知事が指名するものとする。
- 3 代表幹事は、プロジェクトチームの施策提言をとりまとめる。
- 4 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときはその職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、各種企業、団体の代表者等のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 プロジェクトチームの事務局は、富山県総合政策局企画調整室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、 知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。